

平成25年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
経営総務課	空調設備保守業務	平成25年4月1日	ダイキン工業株式会社	大阪市北区中崎西二丁目 4番12号	997,500	当該空調機器の定期的な点検整備及び機器の故障を予知、予防を業務内容とし、これには専門的知識を要するため、このことを熟知した製造会社の保守点検部門である相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
経営総務課	平成25年度施設賠償責任保険	平成25年4月1日	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	846,160	当局水道施設を対象とする施設賠償責任保険において実績を有し、事故発生時の早期の対応が可能である相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
経営総務課	PRIMERGY 6740/2 他賃貸借契約	平成25年4月1日	富士通リース株式会社 関西支店	大阪市中央区城見二丁目 2番53号	546,840	平成22年9月末に長期継続契約の期間が満了し、平成22年10月から再リース契約していた財務会計システムの機器について、現行システムを継続使用するため、予定された新システム置換えまでの間、引き続き再リース契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
経営総務課	定期健康診断等委託契約	平成25年9月18日	公益財団法人 パブリックヘルスリサーチセンター	大阪市西区西本町一丁目 3番15号 大阪建大ビル7階	単価契約 (年間見込額) 602,596	市が契約する業者と統一することにより、職員が業務等の都合に合わせ、受診日を複数選択できる等の利便性が図れること、及び契約金額を抑制できる観点から、平成24年度に市の入札で落札した業者と契約を締結したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)
お客さまサービス課	汎用電子計算機組織及び端末周辺機器の保守付き賃貸借契約	平成25年4月1日	富士通リース株式会社 関西支店	大阪市中央区城見二丁目 2番53号	15,731,220	本契約は平成24年10月より再リース契約を締結しており、平成19年度に導入して以降システムは安定稼働している。今後は、次期システムのあり方を検討していかなければならず、現行システムの大規模な機能拡張は予定していない。以上のことから相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
お客さまサービス課	量水器計量業務委託契約	平成25年4月1日	株式会社陽水	奈良県生駒市あすか野南二丁目10番16号	単価契約 (期間見込額) 10,189,175	本業務についての経験・実績が十分であり、検針並びにこれに付随する業務、本市給水区域内の地理や現場の状況に精通しているため、新規委託業者が決定するまでの間、相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成25年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
お客さまサービス課	量水器計量事務委託契約	平成25年4月1日	個人委託検針員 1名	—	単価契約 (年間見込額) 3,054,754	本業務についての経験・実績が十分であり、検針並びにこれに付随する業務、本市給水区域内の地理や現場の状況に精通しているため、相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
お客さまサービス課	量水器取付等関連業務委託契約	平成25年4月1日	新生和光株式会社	大阪府八尾市沼二丁目 1 3 5 番地	単価契約 (期間見込額) 2,645,029	本業務についての経験・実績が十分であり、メーター取替並びにこれに付随する業務、本市給水区域内の地理や現場の状況に精通しているため、新規委託業者が決定するまでの間、相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	給配水装置維持管理業務 (平日・昼間水道施設修繕業務)	平成25年4月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目 2 番 2 4 号	単価契約 (年間見込額) 23,000,000	本業務については、修繕業務があれば迅速・的確に、なおかつ出勤頻度の高い時間帯において、複数の修理発生にも緊急対応できる体制（資材・機器の調達、確かな知識と技術、人員体制等）が必須条件であり、現状において当該条件に唯一合致する相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	給配水装置維持管理業務 (休日・夜間水道施設修繕業務)	平成25年4月1日	平和水道工業株式会社	八尾市安中町八丁目 1 4 番 1 2 号	単価契約 (年間見込額) 7,000,000	本業務については、休日夜間の修繕業務で、平成24年度にこの業務を適正履行した業者であったことと、平成25年度の、この業務の委託者を決定していくために準備期間を要することから、準備期間の間（3か月間）を随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	給配水装置維持管理業務 (平日・昼間水道施設修繕業務)	平成25年7月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目 2 番 2 4 号	単価契約 (年間見込額) 73,000,000	本業務については、修繕業務があれば迅速・的確に、なおかつ出勤頻度の高い時間帯において、複数の修理発生にも緊急対応できる体制（資材・機器の調達、確かな知識と技術、人員体制等）が必須条件であり、現状において当該条件に唯一合致する相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成25年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	平成25年度八尾市水道施設監視及び運転操作等業務（4月～6月）	平成25年4月1日	東芝電機サービス株式会社 関西支店	大阪市北区角田町八丁目1番地	29,490,300	各水道施設の監視及び運転操作等を行うため、平成25年度よりプロポーザル方式により新規に委託業者を選定するが、それには一定の期間を要するため、新規委託業者が決定するまでの間、本業務を平成25年3月まで行っていた相手方と引き続き随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	市町村水道水質共同検査	平成25年4月1日	大阪広域水道企業団 水質管理センター	枚方市村野高見台7-2 (村野浄水場内)	2,526,600	水道法で定められている水質基準項目について分析機器等の関係で自己検査が困難な項目があるため、「市町村水道水質共同検査実施要綱」に基づき、信頼性の高い分析が提供できる相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成25年度電気設備点検保守業務	平成25年4月1日	エネサーブ株式会社	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号	2,037,000	各受配水施設に設置されている高圧受配電設備、ポンプ及びその他機器等の維持管理を行うため、当該機器等に精通し、専門的な知識・技術を有している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成25年度配水施設等に関する総合警備業務（4月～6月）	平成25年4月1日	東洋テック株式会社	大阪市浪速区桜川一丁目7番18号	1,005,480	防犯等を目的に、各受配水施設の機械警備を行うため、平成25年度に入札により新規に委託業者を選定するが、それには一定の期間を要するため、新規委託業者が決定するまでの間、本業務を平成25年3月まで行っていた相手方と引き続き随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)
施設整備課	平成25年度設計積算システム保守業務	平成25年4月1日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号	567,000	本業務は、現在使用中の設計積算システムのソフト保守を行うものであるため、当該システムを構築し、業務遂行の技術等を網羅している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成25年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	平成25年度既設水道管撤去処分業務	平成25年4月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目2番24号	単価契約 (年間見込額) 500,000	既設水道管の撤去は、施工時期及び場所ともに不定、市内一円に渡る可能性があり、他企業工事の進捗に合わせて行わなければならない、常時対処可能な体制が必要となるため、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	ガスクロマトグラフ質量分析装置点検修理	平成25年7月22日	株式会社島津アクセス 大阪支店	大阪市北区西天満五丁目14番10号 梅田UNビル8階	657,453	当該装置は精密機器でありメーカー独自の技術や構造を有するため、これらについて最も熟知精通しているメーカーのサービス部門である相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	八尾市水道施設監視及び運転操作等業務	平成25年7月31日	東芝電機サービス株式会社 関西支店	大阪市北区角田町八丁目1番地	360,150,000	公募型プロポーザル方式によって平成25年7月に選定した当該業者は、本業務と同等の業務経験を有し、また企画提案力や金額等について総合的に優れていたため、当該契約を締結したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成25年度遠隔監視制御装置保守点検業務	平成25年8月1日	アンリツ株式会社 ネットワークス営業本部	吹田市江坂町一丁目23番101号	2,709,000	本制御装置は精密機械であり、その点検作業には当局が設置している制御装置全般に精通している必要があり、競争には不適であるため、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	龍華配水場サーバ修理	平成25年9月2日	東芝電機サービス株式会社 関西支店	大阪市北区角田町八丁目1番地	787,500	本修理は、龍華配水場に設置している中央監視制御装置の一部であるサーバが故障したため、修理を行うものですが、取替部品の総合調達が可能で、中央監視制御装置の制御システムに精通している相手方と随意契約を行ったものです。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成25年度設計積算システム歩掛改訂業務	平成25年9月2日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号	735,000	現在使用している設計積算システムの歩掛改訂及び関連データ群の整備等を行うものであるため、当該システムを構築し、業務遂行の技術等を網羅している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成25年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	平成25年度管路 情報マッピングシ ステム地形図入替 業務	平成25年9月2日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1 番1号	714,000	現在使用している管路情報マッピングシ ステムの背景地図の入替更新を行うものであるた め、当該システムを構築し、業務遂行の技術等 を網羅している相手方と随意契約を行ったもの である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)